

## 第20回和歌山県河川整備計画に係る委員会

平成24年2月7日（火）

- 事務局挨拶
- 委員の紹介

議長

それでは、議事であります紀の川水系紀泉圏域河川整備計画（原案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、お手元のファイルを開いていただきまして、資料1というところに、全体の策定スケジュールというのが1枚紙で載っておりますので、それにつきましてご説明させていただきます。

前回、23年7月22日、河川整備計画に係る委員会第2回を実施させていただきました。その後、8月に河川を考える会を、第2回目ですけれども、4市町で実施をさせていただいております。9月から10月にかけて、パブリックコメントによる意見募集を行いました。これら委員会、河川を考える会、パブリックコメントによる意見の内容を反映いたしまして、本日、この場で河川整備計画に係る委員会第3回ということで、修正の案につきましてご審議を賜りたいと思います。その後は、関係市町村長への意見照会、それから国交省への同意申請等、次の手続に進んでいくということになってございます。

全体的なスケジュールは以上でございまして、紀泉圏域の内容に入らせていただきます。

まず、冒頭ですけれども、台風12号による紀泉圏域の降雨の状況につきまして、前のスライドでご紹介をさせていただきたいと思います。

紀泉圏域内の台風12号による降雨の状況でございますが、ブロック内一円に、総雨量といたしまして200mmから300mm台程度の総雨量がございました。9月1日から4日にかけて、長期間にわたって降ったわけですけれども、県の中南部地方は特に非常に多くの降雨量とな

りましたが、紀泉圏域ブロックといたしましては、全体としてこの程度の降雨量がございました。それを数的に表しておりますのがこちらの表でございます、ブロック内の各点での降雨量というものを示しておりますが、時間の雨量といたしまして、最大で岩出市役所の雨量計で38mmの降雨がございました。また、24時間の最大の降雨量を見ますと185mm、それから1日から4日の総雨量ということでは、かつらぎの雨量計で353mmを記録しております。

これによりまして、ブロック内におきましても浸水被害というものが発生しております。図中のピンク色のマークが県管理河川の内水被害の箇所でございます。青色の河川がその他の内水被害箇所ということでございまして、桜谷川合流点ですとか藤谷川合流点といったところで内水被害が発生し、全体の状況といたしましては、浸水戸数が103戸、浸水面積も130ha程度ということでございます。

紀の川流域全体ではどうだったかということでございますけども、上流、大台ヶ原の方に関しましては2,400mm以上の総降雨量がございました。流域内といたしましては、橋本、船戸地点で306mm、188mmといった降雨量でございます。

また、この降雨に伴います河川の水位の状況でございますけども、ブロック内の船戸の水位観測所では、いわゆるはん濫注意水位という5mの水位を超える6.49mまで水位が上昇しております。また、三谷の水位観測所におきましても、同様にはん濫注意水位を超える4.52mまで水位が上がったという状況でございます。

資料の説明としては以上でございますが、冒頭ご説明いたしました降雨の状況といたしまして、確率規模を評価してみますと、概ね1/2から1/3以下程度の今回の出水がだったということでございまして、紀泉圏域ブロックの河川整備計画につきましては、前回お示している案から大きく計画規模を変えるような降雨規模ではなかったということでございますので、台風12号を踏まえた上で、必要な修正箇所について本日ご審議をいただきたいということでございます。

それでは、実際の修正箇所のご説明に入らせていただきます。

資料の方も資料2から配付しておりますが、前の方のパワーポイントでその内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、前回の委員会でのご意見とその対応についてご説明を申し上げます。

前回のご意見で、まず、流域の概要のところ、本文15ページに、全圏域ブロック内の主な文化財ということで、文化財の状況を記載してございました。前回の記述ぶりとした

しましては、市町範囲ごとに、どここの市にはどういったものがある、どここの町にはどういった文化財があるというような断片的な書き方になってございましたが、前回の委員会で、もっとブロック全体でまとめて書いたほうが良いということで、修文の案をちょうだいしてございますので、今回、紀泉圏域の歴史、文化、観光を全体的に、網羅的に説明する文章ということで修正をさせていただきました。添付資料の図1になります。配付している資料2の4ページにございます。左側が前回の案に対しまして、右側が全体的に書いて、写真も2枚ほど追加をさせていただいているという状況でございます。

2点目のご意見でございますが、計画の目標に関する事項というところで、不法占用やごみの不法投棄等の不法行為に対し適切な処置を行うと前回の資料でもございましたが、具体的にどのような処置を行うのかということでございまして、これに関しましては、地域住民とか関係機関と連携して、利用者のモラル向上に向けた啓発活動というのはもちろん行いますが、不法投棄がなされた場合には、河川法等に基づいた適切な処置を行っていくということでございまして、添付資料図2の方にその具体的なフロー、資料2の5ページ目につけさせていただいております。

実際に不法投棄を発見した場合、原因者を調査いたしまして、原因者が判明した場合には、原状回復の指導ですとか、文書による警告、それから指示書の交付とか、監督処分、行政代執行といった手続きをとらせていただくということでございます。原因者不明の場合におきましては、廃棄物であると認められる、認められない場合でまた分かりますが、廃棄物である場合には、河川維持により適切に除去した上で原因者を調査して、負担金の徴収といった河川法ですとか行政手続法にのっとりた処置を行っていくということでございます。

次に、3点目でございます。「河川に生息、生育する動植物の生態系の保全」という文章がございまして、文章といたしまして、「河川に生息、生育する動植物及び生態系の保全」とした方が良いというご意見をいただきましたので、そのとおりでございますので修正させていただきます。

次に、4点目、その他として分類をさせていただいておりますが、あゆに関する記述がないということでございまして、重要性に関して記す文章を入れた方がいいのではないかなというご意見でございました。これにつきまして、本文で言いますと36ページになりますが、添付資料といたしましては図3でございます。画面でも今出しておりますが、前回の案では、漁業につきまして、漁獲の対象となる魚種はあゆとなっていることと、あ

とは魚種の放流量のグラフ等を載せるといった文章になってございましたが、今回ご指摘を受けまして、あゆについて、より現状につきまして詳細に記述をさせていただくこととさせていただきます。特に一文目におきまして、漁業の主な魚種があゆとなっているということですか、大勢の釣り人があゆを釣りに県外から訪れるということなど、現状についてできるだけ記述をさせていただいております。さらに放流量だけではなく、やはり漁獲量といったものも重要な指標にはなるかと思いますので、グラフを載せさせていただいておきまして、ここ何年かの傾向を見ておきますと、漁獲量自体が減ってきているというようなこととさせていただきます。

次に、5点目のご意見でございます。ハザードマップに関しまして、白地の区間は安全であると思われがちであるんだけど、危険性があることを明記すべきであるというご意見でございます。

当然、ハザードマップというのは、ある計画規模に基づいた範囲内を示しているものでございまして、それ以外の範囲につきましても、それ以上の雨が降れば浸水する可能性があるということとございまして、県で作成しております浸水想定区域図等につきましても、そういったことを明記するようにしてございます。前の画面にもございますが、アンダーラインのところで、ここで指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がありますということを県の浸水想定区域図には書くようにしてございます。

また、国の方で出しております作成マニュアルにおきましてもそういった可能性について十分周知が図られる必要があるということが書かれてございます。実際にご指摘のあった洪水ハザードマップにつきましても、この浸水想定区域図をもとに市町村が作成しているということから、マニュアルですとかに基づいてきちんとつくっていただくように、県としても機会あるごとにそれは伝えていきたいということとさせていただきます。

続きまして、ご意見の6番目でございます。河川情報の提供による水防活動の支援等のところでございますが、水位情報はどういうふうに更新されるのかとか、重要であるのでそういった河川で観測しているのか記載した方がいいということとさせていただきます。

実際といたしまして、水位、雨量情報は10分単位で更新されております。インターネットですとか地デジ・データ放送等で放送しておきまして、確認することができます。

今回、原案の方におきまして、そういった情報提供方法を記載させていただくということで、添付資料図5にございますが、携帯電話や地デジ放送による河川情報の提供がある

ということ、水位横断図は一体的に表示する、提供などを実施すること、さらに、関係機関とも連携して、水防体制の維持、強化を図るよう指導するといったようなことを書いてございます。追加して書かさせていただきました。

あと、どの河川で観測しているのかというようなご質問もございましたので、紀泉圏域におきましては5河川で観測をしております、それを添付資料の図6、7に示しております。青丸と赤丸が県と国の水位観測所、雨量観測所が緑と紫で示しております、雨量観測所はブロック内の18カ所になってございます。

以上、ここまでが前回委員会でご指摘いただいたことに関します修正でございます。

続きまして、その後、河川を考える会でいただきましたご意見とその対応についてご説明をさせていただきたいと思っております。

考える会でございますが、メンバー構成といたしましては、ここに書いてあるように、利水者とか流域の方を入れたものでございまして、開催状況といたしまして、去年の8月に、岩出市、紀の川市で第2回河川を考える会を開催いたしました。

それから、かつらぎ町と橋本市に関しましては、個別にご説明を行いまして了解をいただいたという状況でございます。

それでは、内容についてですが、まず1点目、整備計画の目標に関する事項ということで、河川整備の目標はゲリラ豪雨にも対応できる計画となっているのかというご質問をいただきました。これに関しましては、河川によって整備目標が異なりますが、時間60mmですとか80mm程度の降雨に対応した計画としていますということでございます。

それから、根来川につきまして、サイフォンの部分がございます。河川を横断する際にサイフォン形式になっているところがございまして、いつごろ改修する予定かという具体的なお質問に対しまして、今後、実施計画を立てる予定なんですけれども、現時点では未定ということで回答を書かさせていただいております。

それから、工事の目的等に関するご質問でございます。

松井川にかわって烏子川を整備すると聞いたんだけど、改修はいつごろですかというご質問でございます。この件に関しましては、現在、用地買収にとりかかっている段階でございます、具体的な時期は現時点では未定なんですけれども、準備が整い次第工事に着手していきたいというふうに考えてございます。

5番目と6番目でございますが、松井川の改修に関しまして、共同墓地がございまして、その部分の調整が難航しているということで、今回の整備計画の対象期間が20年というこ

となんですけども、それまで途中で墓地の計画が進んでも、松井川は整備対象河川に載ってこないのかと、また、実際の進捗状況はどうかといったようなご質問でございます。ここに関しましては、所管しております和歌山河川国道事務所に確認したところ、共同墓地の地元調整について手続きに時間を要しているというようなことを聞いてございます。

整備計画につきましては、そういった調整につきまして、見通しが立てば途中で変更、見直しといった手続きをするのか、松井川の位置づけをその時点で検討していきたいということでございます。

用水のため池で桜池というものがございまして、地震が起こった場合に決壊等が怖いというご指摘でございました。県農林水産部局に確認したところ、防災上必要な箇所については改修を行っているということで、桜池に関しましては、昭和40年ごろに改修が実施されているということでございます。

また、近年におきましても、耐震調査が実施されているということございまして、その結果を踏まえて、今後、改修を行う必要があるかどうか判断をしていくというふうに聞いてございます。

これが河川を考える会のご意見でございます。

続きまして、パブリックコメントでご意見をいただいております。

パブリックコメントにつきまして、実施期間は昨年9月から10月にかけてでございます。パブコメに対する回答といたしましては1件1項目ございました。ご意見の内容でございますが、治水に関することございまして、9月の台風の時、加賀根谷川の樋門が紀の川の水量が増加したために閉められたと、それによって周辺の水位が急上昇したということでございまして、具体的な浸水対策といたしまして4点ほどご提案をいただいております。内水ポンプで紀の川に排水するですとか、樋門から強制的に排水をする排出噴射器付樋門を新設するですとか、標高差を利用して水圧で紀の川に放水するですとか、川底を下げて、紀の川のこれは水位だと思わんですけども、水位を下げるというような具体的なご提案でございます。

これに対しまして、加賀根谷川というものは橋本市さんの方で管理してございます普通河川ということでございます。また、設置されています樋門というのが国の方の管理となっておりますので、いただいたご意見については、それぞれ国と橋本市さんの方にお伝えしてございます。

県といたしましては、とりあえず機動的に内水排除を行う方法といたしまして、排水ポ

ンプ車の配備を進めてございます。紀の川周辺にも、今年度末から配備をする予定でございまして、広域的に運用を行っていききたいというふうに考えてございます。

また、国の方でも排水ポンプ車を同様に所有しておりますので、緊急的に排水が必要な場合等は協力の要請をしてみたいということでございます。

以上、前回の委員会からパブコメまでの意見へのご回答ということでございます。これらを踏まえまして、実際に整備計画の原案について、修正案というものを作成してございますので、ご説明をさせていただきます。

資料でいいますと資料3のところでございます。本文の13ページになりますが、歴史、文化、観光のところにつきましては、先ほどご回答した文章の内容、ブロック全体の記述ということで、右側の修正案、赤い色のようにはめ込みさせていただきたいということでございます。

それから、2番目、18ページの交通のところになります。これは先ほどご説明した意見、質問のところには出てきておらないんですが、修正をさせていただきたいというところでございます。交通の内容につきまして、紀の川沿いの交通網の記述はされていたんですけども、南北を結ぶような交通についての記述がちょっと不足していたということでございまして、そこを拡充するような書きぶりさせていただきたいということでございます。特に最後のあたり、南海が大阪と和歌山を結んでいるというところになります。

それから、19ページでございます。これもご意見、ご質問の対応ではないのですが、23年の台風第12号に関する浸水が生じたところにつきましては、治水の現状と課題のところにその記述をさせていただきたいということでございまして、19ページの近年の洪水被害の最後のところに、9月台風では桜谷川、古戸川などで家屋浸水被害が発生しているという記述をさせていただきたいということでございます。

それに引き続き20ページの既往水害の被害状況の表がございまして、その一番上の部分につきましても、その2河川の台風第12号の部分を追記させていただきたいということでございます。時点修正でございます。

それから、5項目目といたしまして、21ページの治水の現状と課題のところにつきましても、桜谷川、古戸川で家屋被害が発生したということと関係機関との連携による水防活動の支援というようなことも追記をさせていただきたいということでございます。

同様に、30ページになります。個別の河川のところで、桜谷川の治水の現状と課題というのがございます。その中の災害履歴のところに台風12号の被害を一文記述するのと、今

後の課題といたしまして、内水被害に対して関係機関と連携してやっていくということを追記させていただきたいと考えてございます。

続きまして、7項目目でございます。36ページでございますが、漁業のあゆの部分でございます。先ほどご説明させていただいた詳細な記述に変えさせていただくということでございます。

それから、62ページ、防災情報のところにつきまして、先ほどいただきましたご意見に対する対応といたしまして、携帯電話とか地デジ放送による提供をしているということ、それから、関係機関と連携して維持強化を図るといったようなことを追記させていただくということでございます。

以上がいただいたご意見とそれに対する修正の案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 議長

どうもありがとうございました。

紀泉圏域につきましては、今日は3回目ということで、大体収束してきているのかなと思いますが、ただいまの説明につきましてご意見なりご質問がありましたらお願いしたいんですが。

#### 委員

今回初めてということもございまして、過去の委員会において議論された点であるかもわかりませんが、その辺がもし重複しておればご容赦願いたいと。

私がいただいた前回の委員会の資料、それから県のホームページで公表されておる議事録を見ても議論になってなかったものですから、ちょっと私が理解できない部分をまず説明していただけたらなということでございます。

整備計画原案の21ページの先ほどの治水の現状と課題という項目の第2段目、「また」からの記述の中で地域の特性を説明されておるわけなんですけども、私はこういう計画というのはどこを切っても金太郎飴、いわゆるフォーマルでがちがちに固められてした文言だけの計画というのは意味がないんだろうと思っていますし、紀の川独自の特性をとらまえて、それを切り口にして分析され、対応していくというその姿勢は評価したいと思うんですけども、ここに書かれておる2段目の原因の1つになっているというところまでの、これ

は何をおっしゃっているのか私には理解できない。それと、こういうことがそれ以降の個別河川ごとの説明の中に一切触れられていない。なおかつ、この原因を解消するための対策が後の対策の中に何ら触れられていないということで、どうしてこれが議論にならんかったのかなと思ったんですが、もし、まず言われていることが何なのかというところからご説明いただけたらなと思います。

議長

はい、ありがとうございます。では、事務局…。

事務局

21ページのご指摘のところの記述の意味といたしましては、流れている河川に対しまして、農業用水路というのも非常に多くこのブロック内を流れております。それらが複雑に交差したりとか分岐したりとかいうことをしておりまして、特に洪水時等、その河川と農業用水路の水量、水位との関係で、非常に流れづらくなったりとかして、洪水被害、溢れて浸水被害が生じるといったようなことが間々見られるということを書きたいということで記述してございます。

委員

であれば、もう少し具体的に書いたほうがいいんじゃないですか。

事務局

わかりました。

委員

それに対してどういう対応をするのかというのが一切触れられていない。排水、いわゆる内水対策と洪水対策とのことで、この議論の中では多分内水対策というのはあまり触れられてこないんだろうと思いますけども、言われていることが本当なのかというところは私はちょっと自信がありません。正直申しまして、私も県庁に23年間、ずっと紀の川の農業用水を始めとするいろんな水資源の開発とか、そういうものに携わってきたものですから、その辺の中で、今、課長が言われたように、農業排水路の排水枠と現場では言ってい

ますけども、途中で川に降雨時に排水するゲートを付けてあるわけなんですね。それが流下することによって洪水被害を惹起しているというふうには思えないんですよ。

であれば、もともと農業用水路が落としている水は、その河川の流域内でカウントされている水ですよ。ほかから持ってきているということであれば、また話は違ってくるんですが、その辺のところも含めて書き方を考えられた方がいいんじゃないかと。これだったら何のことを言っているのかわからないし、それに対してどういう対策、どういう整備をしようとしているのかというのが見えてこないというところがありますので。

#### 委員

私も、あれはいつでしたかね、現地に実際に見学に行きまして、これは色々クロスしているところなんか見たんですが、それはどこか図にはそういう書き方をしている図はないんでしょうか。資料6の参考資料でもよろしいですし、あるいは5の付図でもよろしいんですが、そういうものは付いていないんでしょうか。ちょっと、今、慌てて見ているんですけども。

#### 事務局

資料6の50ページ、51ページをご参照いただければと思います。必ずしも農業用水路と河川とのクロスとかいうことではないのですが、ブロック内の用水路の系統図ということで51ページのA3の図に載せてございます。たくさん用水路がございまして、中にはそれこそ流域外から来るような水も含めて…。

#### 委員

だから、具体的に書いてください。

言われている趣旨においてはわかるんですけども、この農業用水路が、ここに代表されるような水路というのはほとんど江戸時代、明治時代の水路なんですよ。改修されたのは大正時代、最終改修が昭和40年代と、その排水系統というのは延々と河川法ができる前からなされてきているわけですから、その河川の流量を、排水対策を考える場合に、当然、流域外という言い方はされましたけども、河川計画を立てる時点では既に水が入っておるわけですから、それを含めて計画を立てるとというのが筋じゃないんでしょうか。

いや、新たにここ数年の間に、もしくは明治の河川法の制定以前、昭和の河川法改正以

前に、それ以降に新たに用水路をつくって、水を流域外から持ってきているよというのであれば言われる趣旨はわかるんですけども、今、言っているやつは確かにコンクリートになったとかね、そういうことは昭和の時代の話ですけども、水路そのもの、この特に4つの大きな水路というのは、紀の川用水はほとんど排水関係ないですから、地下の環境がほとんどですから、小田井の用水路、藤崎井の用水路、六箇井の用水路、下へ行ったら新六ありますけども、関係するのはこの3つですかね、右岸側を。その用水路というのは江戸時代の現水路で、ほぼ現代の形状のところをとおって、同じような断面であったところから行くと、ここでこういうことで、今言われる流域外からも来ているよという指摘は当たらないんじゃないか。もともとそういう排水形態にあって、河川に落ちておつたと。

だから、書くんであるとすれば、もう少し具体的に書いていただかないとわかりづらい。なおかつ、そういう事例を個別河川の中で書いていただくと、将来的にどういう方向の整備をしてくのか。その複雑な排水系統が原因の1つ、その複雑な排水系統を整理するためには、河川本体でできないので、内水排除として、今、農業用水路に頼っている排水路を新たに内水対策として設置する方向に働きかけるとかいう形になるんかと思うんですが、それはこの計画の中では書けないよということであれば、協議していくという形になるんかなとは思うんですけどね。

#### 事務局

現状の部分も含めて、もっと具体的にわかりやすくなるように書きたいと思います。どこまで書けるのかというのは、農水サイドとの話もあると思いますので、書ける範囲でできるだけ具体的に書きたいと思います。

#### 議長

もう1つは、河川の方が、用水路の方ではなくて河川の方の計画流量的なものが少しレベルアップさせようということがあって、そのアップした部分をどうするかということが絡んでくるんじゃないかと思うんですが、その辺も含めて、だから、結局、どこがどう負担するかということを行わんとしているのではないかと私はそういうふうに理解しておつたんですが。

委員

ちょっと、今、言われたのは…。

委員

おっしゃったように、用水路をつくった時点の河川から出てくる流量ですよ。それが流域の開発とか、そういうことで、河川側の流量は増えてきているだろう。増やさなければならぬだろうと思うんですね。それを流すにはどうしたらいいかということで、用水路と河川側の分担とか、そういうことが出てくるんじゃないかと、私はそういうことだろうと思うんですけどね。

委員

いや、そうじゃないと思うんですね。用水路というのは直接本川につながっていないわけなんです。流域の各河川の中で3カ所ぐらいですかね、用水路から直接本川まで落としている箇所というのは、小田井で2カ所ぐらい、六箇で1カ所、確か3カ所だと思うんですが、そのほかはほとんど横断していく河川ごとに排水路を設けて、洪水時にはそこへ水を落としているわけですね。だから、地区内排水を河川で持たせる部分と農業用の用水路で持たせる、配分のしようがないんです。農業用水路は直接本川へ持って行っていきませるので。

議長

なるほど。ただ、河川側を大きく流量を増やすということは河川を大きくしなきゃならぬですよ。そうすると、今までクロスしているところ、当然、そこにも手を触れなければならぬと思うんですね。そういうことを言わんとしているのではないかと私は思うんですけどね。

委員

だから、そういうことであれば、もう少し具体的に。

議長

具体的にね。

委員

その個別河川の中で、そういうところがあるのであればそこを書いていただくと。

議長

それは個別河川では書かれていないですかね。

委員

少なくとも、僕、ざっと、習読していないんであれですけども、時間がなくて、ざっと見ただけでは…。

議長

書いていないですか。

事務局

個別では書いていません。

議長

そうですか。それじゃ、その辺ちょっと見直していただいて。

事務局

そうですね。書けるところは書くように、よりわかりやすくなるように具体的に書きたいと思います。

議長

今、ご指摘のあった21ページのこの書き方は確かに抽象的過ぎて、具体的にどういうことなのかちょっとぴんとこないだろうと思いますので、この辺ちょっとお考えいただきたいと思います。

事務局

はい。

議長

ほかはいかがでしょうか。

去年の出水について確かめておきたいんですが、こちらの降雨状況というもの、パワーポイントの資料、説明補助資料ですが、その3ページで、先ほどの説明では、降雨に関しては1/2から1/3ぐらいの量だというふうにおっしゃったんですが、流量的にはどのぐらいだったかということを知りたいんですけど。

事務局

個別の流量の数値は今持ち合わせていないんですけども、流量の確率規模といたしましては、降雨の確率規模と同等程度…。

議長

同程度。はい。

それから、同じ資料の6ページで、上の水位の一覧表ですけれども、はん濫注意水位、避難判断水位までが書かれているんですがはん濫危険水位はどのように設定されているか、それもちょっとついでに入れてもろうた方がいいんじゃないかと私思ったんですが。というのは、例えば3とか4の地点では、避難判断水位を超過しているわけで、それじゃ、その次の段階としてもはん濫危険水位がありますので、それにどのぐらい迫ったのかということが知っておきたいと思うので、それも書いていただくと非常にありがたいところです。

事務局

すみません。この委員会が終わるまでには調べたいと思います。

議長

そうですか。お願いします。

委員

資料の22ページから33ページまで、順番に各支川のことを書いてございますけども、

丸3として今後の課題というのが出てきますね。基本的には河道拡幅と河床掘削で対応するという事なんですが、30ページの桜谷川についてだけは、さらに加えて内水被害が発生するため、関係機関と連携して防水活動を支援し、被害の軽減に努める必要があるというプラスアルファの記述があるんですけども、ほかの河川についてはそういう記述はほとんどないんですが、この桜谷川だけにこの記述が入るといのは何か理由があるんですか。

#### 事務局

理由といたしましては、ここの部分で内水被害が頻発しているということと、先ほどご紹介させていただいたように、去年、台風12号災害にもこの部分で内水被害が発生したということから、この一文を追記させていただいております。

#### 委員

ただ、ほかの河川と比べますと、平成7年、6年、それから平成2年、この辺が主要な出水被害で、ここは確かに3回なんですけど、ほかのところでも2回というのは結構ありますよね。

#### 事務局

そういった意味では、特に今回の12号災害に対する対応で書ける部分ということで、ちょっとこの部分だけ追記をさせていただいているものなんですけど、先ほどの冒頭の台風の説明のあの資料のところでご紹介したように、桜谷川合流点でポンプを使ってかき出している写真もご説明させていただきましたが、特にそういったことから、対応を書ける内容として、ここの部分について書かさせていただいております。

#### 議長

いかがでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

原案についての説明資料の6ページで、情報提供のことがあるんですが、地デジだとかデータ放送、そういうもの、ホームページだとか色々あるんですが、1つは一番情報弱者と言われるんですか、高齢者ですけども、高齢者に対する配慮はどうなっているかということと、それから回線の輻輳の問題ですよね。実際、こういうことになると回線が非常に込み合って、なかなかつながらないということをよく聞きますので、その辺のことについて

てのどういう考えでおられるかとか、そういうことをちょっとつけ足していただけるとありがたいんですが。どこの河川整備計画を見てもこういうことが書いてありまして、要するに、今のITを使えば情報提供はすべて問題ないんだというような雰囲気になっておるんですけども、実際、いろんな災害のところを見て、聞いてみますと、つながらなかったとか、それから今の機械の使い方わからへんと、携帯電話ですら十分使いこなせませんので。こういうのは自慢にもなりませんけども、そういう状況ですので、その辺への配慮をちょっと加えていただくと非常にありがたいというところです。

事務局

わかりました。記載をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長

もう1点、それから16ページですけども、これは考える会が出た意見ですが、ゲリラ豪雨のことですが、皆さん、やっぱり神戸の都賀川のようなものを想定されてるんじゃないかと思うんですが、ああいう雨の降り方というのは、大体河川整備計画に直接かかわるような雨ではないですよ。しかし、だから、こちらの県のほうの回答、考え方の方では、そういう書き方になっているんですけども、例えば10分雨量とか、そういうもので見れば、やはり局所的にかなり非常に危険な状態になるということがありますよね、どこか何かこの整備計画のところでは危機管理的なことは書いていないんですかね、そういう章はないんですかね。

だから、河川整備計画をどうこうしなきゃならんというような雨ではないけれども、局所的に非常に危険になるというようなことがありますので、どこかそういうことに触れていただけたところがあるといいのではないかなと思ったんですが。雨みたいなものはないんですかね。

事務局

すみません。そのままストレートな記述ではないのですが、関連する記載といたしましては、例えば48ページの肩カッコ4のところに、河川整備を総合的に行うために必要な事項というのが資料5の48ページでございます。局地的な集中豪雨というくだりから、ただ、これは現況流下能力以上の洪水ですとか、目標流量を上回るような洪水が発生した場合の

ために情報を幅広く提供して水防活動を支援するという書きぶりになってございます。同様の書きぶりが62ページの方にごさいますて、この同じような内容、4.3.1ということで、情報の提供による水防活動の支援ということで、流下能力以上の洪水や流量目標を上回るような洪水対応として書いているという状況でございます。

議長

どうぞ、はい。

委員

資料5の36ページに、前回まであゆについての記載がなかったということで、グラフ、付表等を入れて書いていただいていますけども、ちょっと確認なんですけど、文章を読みますと現在は休業しているということとかかわって、このグラフとか何か、例えば平成18年であったり15年であったりで終わっているということなんでしょうね。

事務局

その部分、休業と関係してということではなくて、調査方法がそこで変わって資料がないということで、資料のある平成18年までを載せているという状況でございます。

委員

じゃ、その放流のほうもそうなんですか。放流のほうは15年で終わってますけど。せっかく載せるのであれば、この15年というような例も古いので、かえって…。

事務局

すみません。そこは確認をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

議長

先ほどのゲリラ豪雨、えらいしつこいようでも申しわけありませんが、どこかでそういうリスクの周知という言葉を入れておいていただくように、何か修文していただけませんでしょうか。

事務局

わかりました。1つはここで書かさせていただいている60から80の降雨に対応しているというのは、ちょっとゲリラ豪雨というものの定義が必ずしも明らかではないので、それに直接お答えするよりは現況の状況をお答えさせていただいたということです。

現象としては、ごく短時間に降る大雨ということに対応するということなので、既に記述がある目標流量を上回るような洪水とはちょっとイメージが異なるので、ゲリラ豪雨という言葉ではないかもしれないんですけども、そういったものも含めて、情報の提供ですとか、センサー、アラームとか、そういった対応も県の方ではこれまでできてきている部分がございますので、何らか記述を考えたいと思います。

議長

よろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろご意見を出していただきましたのが、今のご意見にしたがって原案を修正していただきたいと思います。根本的に書き直さなければならないというほど大きいものではなかったように思いますので、今の委員からありました点につきましては、ちょっと修正が少し大きくなるかもしれませんが、根本的に大部分、全部書き直さなきゃいかんというようなものではないと思いますので、本来であれば、その修正したものについて再度委員会を開催して検討すべきだと思いますが、そういう事情でありますので、その農業用水路系統のことに关しましては、委員と私がもう一度確認すると。それから、その他の部分については私が確認して原案としたいということで進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

ありがとうございます。そういうことでこの紀泉圏域につきましては、本日の審議を終わりたいと思います。何か。

事務局

先ほどの危険水位を先にご回答させていただきたいんですけども。

冒頭の資料の6ページのところでございますが、船戸水位観測所のはん濫注意水位が5.0m、避難判断水位が6.8mまで書いてございますが、その上、はん濫危険水位は7.0mでございます。三谷水位観測所でございますけども、はん濫注意水位3.5m、判断水位4.6mに對しまして、はん濫危険水位が4.8mでございます。五條と貴志に関しましては、すいません、もう一度。とりあえず2観測所でございます。

議長

はい、わかりました。どうもありがとうございます。

— 了 —